

令和2年度
周南市指定地域密着型サービス事業者
集団指導資料

周南市指導監査室

目次

- I 指導監査室への申請・届出について
- II 実地指導における主な指摘事項について
- III 運営上の注意事項について
- IV 令和3年度介護報酬改定について

I 指導監査室への申請・届出について

1. 指定更新申請
2. 変更届
3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届
4. 廃止・休止・再開届
5. 処遇改善加算、特定処遇改善加算関係
6. 業務管理体制に係る届出

1. 指定更新申請

- 指定の有効期間は6年間
- 更新する場合は、**提出期限までに指定・更新申請書及び必要な添付書類を提出**
- 地域密着型サービス運営委員会に諮り、指定更新に関する意見を聴く必要があるため、**提出期限厳守**

指定更新日	委員会開催月	提出期限
7月～10月	6月	5月第2金曜日
11月～2月	10月	9月第2金曜日
3月～6月	2月	1月第2金曜日

2. 変更届

変更のあった日から10日以内に変更届出書及び添付書類を提出

変更届が必要な事項(主なもの)

- 事業所の名称、所在地、建物の構造、専用区画
- 管理者の氏名及び住所
- 申請者の名称
- 代表者の氏名、住所及び職名
- 運営規程
- 登記事項又は条例等(指定に係るもの)

変更届が必要な事項や添付書類はサービスの種類によって異なるため、市ホームページで確認

3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届

◆加算の新規算定や区分変更する場合...

➡ 算定開始月前月の15日までに届出

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・加算ごとに必要な添付書類 を提出

◆加算の算定を終了する場合...

➡ 速やかに届出

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 を提出

4. 廃止・休止・再開届

必ず事前に指導監査室へ相談

廃止・休止予定日の1か月前までに届出

再開後10日以内に届出

5. 処遇改善加算、特定処遇改善加算関係

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」を提出

→ 算定を受けようとする月の前々月の末日までに提出

ただし令和3年度は介護報酬改定に伴い、4月から算定する場合は、

令和3年4月15日(木)が提出期限

加算を算定した場合は、「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書」を提出

→ 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出

6. 業務管理体制に係る届出

法令順守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るもの

届出事業者: 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が周南市のみに所在する事業者

届出内容: 法令遵守責任者の選任、業務規程の整備、定期的な監査の方法

- ・届出内容は事業所数により異なります
- ・届出内容に変更がある場合は、変更届が必要
- ・詳しくは指導監査室へ

各種様式は指導監査室のホームページに掲載

押印を順次廃止し、書類の提出方法を原則メールとする予定
(指導監査室メールアドレス: shidokansa@city.shunan.lg.jp)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項について

1. 実地指導の実施状況
2. 運営規程及び重要事項説明書について(地域密着型サービス共通)
3. 勤務体制について(地域密着型サービス共通)
4. 研修について(地域密着型サービス共通)
5. 認知症関連の加算について(地域密着型サービス共通)
6. 避難訓練について(定期巡回除くサービス)
7. 2時間以上3時間未満のサービス提供について(地域密着型通所介護)
8. 屋外サービスについて(地域密着型通所介護)
9. 身体的拘束の適正化について(認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

1. 実地指導の実施状況

R1、R2年度

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所
- 地域密着型通所介護 15事業所
- 小規模多機能型居宅介護 2事業所
- 認知症対応型共同生活介護 5事業所

指摘件数 口頭指導 96件
文書指導 13件

2. 運営規程及び重要事項説明書について (地域密着型サービス共通)

利用料金について、算定していない加算を記載している

➡ 算定体制をとっている加算や実際に算定している加算についてのみ記載

介護保険給付の対象となるサービス費の利用者自己負担額について、3割負担の記載なし

➡ 「利用者の負担割合証に記載された割合に応じた額」等、1割、2割及び3割負担に対応できる記載

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の説明を行い、同意を得なければならない

3. 勤務体制について(地域密着型サービス共通)

職員の勤務体制が明確でない

➡ 職員の常勤・非常勤の別、常勤換算後の人数、兼務している職員の職種別の勤務時間を勤務表に明確に記載し、人員基準を満たしているか日毎及び月毎の配置を確認

利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない

4. 研修について(地域密着型サービス共通)

介護従業者の研修実施の記録がない

➡ 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない

研修の形式は事業所内部又は外部を問わない

5. 認知症関連の加算について (地域密着型サービス共通)

「認知症高齢者の日常生活自立度」の確認書類がない

➡ 医師の判定結果又は主治医意見書により
確認し、判定結果、判定した医師名、判定日
を記録

6. 避難訓練について(定期巡回除くサービス)

避難訓練(非常災害訓練)を実施していない

➡ 火災のみでなく、非常災害を想定した訓練も実施

非常災害に関する具体的計画を立て、従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない

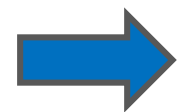
7. 2時間以上3時間未満のサービス提供について (地域密着型通所介護)

2時間以上3時間未満のサービスを提供している
が、理由が記録されていない

➡ サービス提供当日に、利用者のやむを得ない
事情により、計画された時間のサービス提供が
困難となった場合、サービス提供記録等に記録
が必要

8. 屋外サービスについて(地域密着型通所介護)

計画にない屋外サービスを提供している

 効果的な機能訓練等のサービスとして、あらかじめ居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられている場合に提供

屋外サービスを提供することができるのは次のすべての要件を満たす場合

- あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられている
- 効果的な機能訓練等のサービスが提供できる

9. 身体的拘束の適正化について

(認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

研修を実施した記録がない

 従業者に対する研修を年2回以上実施

職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが重要である

Ⅲ 運営上の注意事項について

1. 新型コロナに係る臨時的な取扱いについて
2. 事業所の人事異動に伴う加算要件確認
3. 地域密着型サービスの提供
4. 運営推進会議、介護・医療連携推進会議
5. 身体的拘束の適正化（認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
6. 非常災害対策（定期巡回除くサービス）
7. 事故報告書
8. 利用者が入院したときの費用の算定（認知症対応型共同生活介護）
9. サービス提供方法等の説明について
10. 重要事項説明書に記載すべき項目について
11. 質問について

1. 新型コロナに係る臨時的な取扱いについて

厚生労働省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」を確認

※厚生労働省のホームページに内容をまとめたものを掲載中

指導監査室発出の事務連絡も参考のこと

- ・運営推進会議(介護・医療連携推進会議)開催の考え方
(R2.3.3付メール連絡文書)

2. 事業所の人事異動に伴う加算要件確認

人員基準における資格要件

算定している各加算における人員配置要件

人員配置要件を満たさなくなった場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届(加算終了)が必要

3. 地域密着型サービスの提供

サービス提供できるのは原則として事業所が所在する市町村の住民のみ

サービス提供前に被保険者証で必ず住所を確認

他市町村の住民がサービス利用希望の場合は事前に指導監査室へ相談

4. 運営推進会議、介護・医療連携推進会議

目的:利用者、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の確保を図る

開催回数:サービスの種類ごとに決められた回数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、
小規模多機能型居宅介護  おおむね2ヶ月に1回

認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護
看護  おおむね6ヶ月に1回

市ホームページ掲載の「運営推進会議の進め方」を参考

5. 身体的拘束の適正化

(認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

身体的拘束等は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない

■ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合

➡ 態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録

■ 指針作成 ➡ 適宜見直し

■ 検討委員会の開催 ➡ 3ヶ月に1回以上

■ 従業者に対する研修 ➡ 年2回以上実施、新規採用時も実施

6. 非常災害対策（定期巡回除くサービス）

近年、豪雨や台風等による自然災害が増加

- ◆ 非常災害対策計画の策定
- ◆ 周南市ハザードマップにおいて警戒区域等に位置している事業所は、水防法、土砂災害防止法により、「避難確保計画」も策定
- ◆ 定期的に避難、救助その他必要な訓練の実施

市ホームページ掲載の「指導監査室非常災害対策計画策定にあたっての指針（平成31年2月改定）」も参考

7. 事故報告書

提出先:市高齢者支援課

電話:0834-22-8467

メール:koureishien@city.shunan.lg.jp

提出方法:メール、持参、郵送

8. 利用者が入院したときの費用の算定 (認知症対応型共同生活介護)

入院当初の期間が最初の月から翌月へまたがる場合は12日まで算定可であるが、月毎に6日間の費用を算定できるものではない。

例1) 1月24日から3月8日まで入院の場合

1月25日から1月30日までの**6日間のみ算定可**

例2) 1月25日から3月8日までの入院の場合

1月26日から2月6日までの**12日間算定可**

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の外泊時費用も同様の扱い

※この取り扱いは令和3年4月からとする

9. サービス提供方法等の説明について

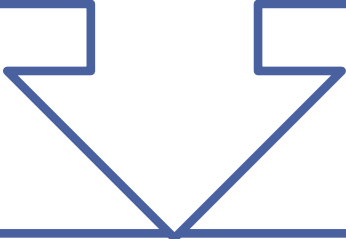
介護事故発生後、それまでのサービス提供方法や説明不足に対する不信感からトラブルになった事例あり

サービス提供方法等について、日頃から利用者又はその家族に対し、理解しやすいよう説明

口頭のみでなく利用者側の手元に残る文書やメール等も活用！

10. 重要事項説明書に記載すべき項目について

平成30年度の基準改正時に
「提供するサービスの第三者評価の実施状況」を
記載することが解釈通知で追加



未対応の事業所は早急に対応

11. 質問について

運営する上で疑問が生じた場合は...

「地域密着型サービスに関する質問票」を作成し、指導監査室へメールで提出

(指導監査室メールアドレス: shidokansa@city.shunan.lg.jp)

※様式は市ホームページに掲載

関係法令等をよく読んだ上、事業所の考えも質問票に記入

質問内容によっては、市高齢者支援課から回答

IV 令和3年度介護報酬改定について

改定内容は多岐に渡っており、サービス種類によって異なるため、各事業所において基準等を必ず確認

※厚生労働省発出の通知等は市ホームページにも掲載

【改定内容の一部】

人員、設備、運営関連

➡ 感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化 など

報酬関連

➡ 「科学的介護情報システム(LIFE)」の活用とPDCAサイクルの推進、サービス提供体制強化加算の見直し など

加算については、次ページのチェック項目も参考のこと

介護報酬改定時は、加算について下記の事項を確認してください

- これまで算定していた加算は廃止になっていませんか。
- 算定できそうな加算が創設されていませんか。
- 算定していた加算は廃止になったが、類似内容の加算が創設されていませんか。
- 算定していた加算に、算定要件の変更はありませんか。
- 算定していた加算に、新しい区分が創設されていませんか。

加算の算定に当たっては、下記の事項に留意してください

- 言葉・用語の意味をしっかりと捉えていますか。
- 書かれている要件はもれなく満たしていますか。
要件が多い場合はそれぞれをチェックリストに書きだすとわかりやすいです。
- 国から発出された通知等を確認していますか。
- 届出をしなければ算定できない加算ではありませんか。